

令和2年度

登録消火設備基幹技能者

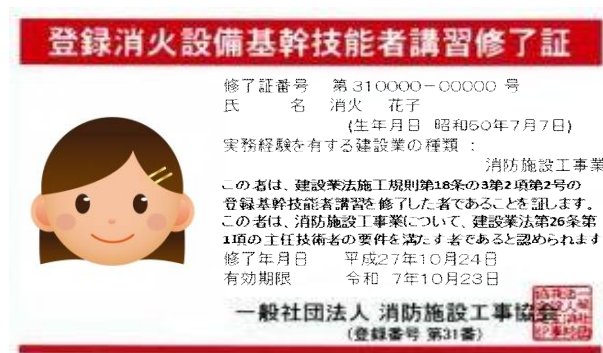
講習会案内

講習日 令和2年10月23日(金)・24日(土)

講習会場 大阪 新梅田研修センター

詳細案内 令和2年4月1日からホームページ掲載

ホームページ <http://www.sskk-net.or.jp/>



発行：登録消火設備基幹技能者講習・試験委員会

(一社) 消防施設工事協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目5番6号 マイルビル 2F

TEL：03-3288-0352 FAX：03-3288-0362

取得講習会について

本「登録消火設備基幹技能者」講習は建設業法施行規則第18条の3の6に基づき、「登録消火設備基幹技能者」の認定評価を行うための講習会です。本講習の合格者には、建設業法第27条の23第3項経営事項審査の項目及び基準を定める件（国土交通省告示第85号基幹技能者関係）による技術職員として3点の加点となる「登録消火設備基幹技能者」を認定します。

登録消火設備基幹技能者の職務

登録消火設備基幹技能者には次のような役割が期待され、消火設備工事に携わる技能者の最高の資格者として位置付けています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案・指導・調整
- ② 効率的な作業手順・作業方法の構成及び指示
- ③ 施工に関する一般技能者への指示・指導・統率
- ④ 前工程・後工程に配慮した他業種基幹技能者との連絡・調整
- ⑤ 品質・施工・安全・原価管理等の施工管理
- ⑥ 技能者の適正配置による効率化
- ⑦ その他技術者との連絡・調整

受講資格

条件は、①は必須であり、②はいずれか一つを取得していること。

- ① 消火設備工事の実務経験が10年以上、そのうち職長としての実務経験が3年以上であること。
- ② 消防設備士の資格が甲種・乙種1, 2, 3類及び第1種点検資格者の何れかを取得しているか、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を取得していること。

必要証明書類

受講資格条件を満たす証明として、次の書類を添付する。

- ① 実務経験については、事業主が証明した実務経験証明書、受講者が事業主の場合は、記載事項に相違ない旨の誓約書（署名、捺印）が必要。
- ② 消防設備士免状、第1種消防設備点検資格者免状または建設マスターの写しが必要。
- ③ 職長経験については、同実務経験証明書と労働安全衛生法第60条による職長教育修了証の写しを添付する。

平成18年3月以前の職長修了証につきましては、安全衛生責任者・リスクアセスメント教育が必要となります。未受講の方は追加受講が必要となります。

講習会の開催地

会 場 新梅田研修センター（大阪）
住 所 大阪市福島区福島6-22-20
電 話 06-4796-3371

開 催 日

令和2年10月23日(金)、24日(土)の2日間です。

受付期間

令和2年5月7日(木)から7月25日(土)消印までとし、会場の都合により定員となり次第締切りとさせていただきます。

受 講 料

30,000円（消費税別）

- ① 受講料には、受講費、教材費、その他の関係費が含まれています。
- ② 申込み受付後の受講料は、原則として返却いたしません。
- ③ 受講料の領収書は郵便局の「払込受領証」または、取扱金融機関等の「振込受領証」をもって代えさせていただきます。